

## 児童施設入園までの流れ（年度途中入所）

★保育園等の申し込みをする前に～次のことを確認しましょう～

①すでに出生している

②町内に住所がある、もしくは高畠町に転入予定であり、引っ越し予定日が入園希望日よりも前の日である（ただし東日本大震災等で被災された特定地域は住所異動していなくても可）

③町内の保育園等を希望している、もしくは町外の保育園等を希望している

※町内保育園もしくは町外の施設を希望される場合は町福祉こども課までお申込ください

※町内の認定こども園、届出施設を希望される場合は直接園へお申し込みください

★保育園等の入所基準～家庭内で保育が難しいと認められるに十分な理由が必要です～

①両親が就労している

②入所申請児童の弟もしくは妹の出産予定月の前後2カ月である（予定月含む）

③育児休業中だが入園が決定した場合、入園月の次月まで復帰予定である

④保護者が疾病や障がいにより保育ができない

⑤保護者が家族の介護等で保育ができない

⑥求職中だが、子供が入園後就労予定である

⑦保護者が就学もしくは職業訓練を受けている

⑧災害、DVなどその他保育が必要と認められる要因がある

★申し込みから入園までの流れ～福祉こども課窓口で手続きしましょう～

①入所申込書、就労証明書（就労・育児休業の場合）、保育の必要性に係る申告書（就労・育児休業以外の場合）を提出する

※就労証明書と申告書は保護者（父母等）の方の分のみ必要です

※入所は原則月の1日からになります

※原則、入所希望月の前月5日までを申し込み締め切りとします

※希望施設が定員超過の場合、すぐには入所できない場合がございます

※現在、兄や姉が児童施設に通っており、現況届等で就労証明書、申告書を提出している場合または、幼稚園・認定こども園（1号認定）を希望し保育の必要がない場合は、就労証明書、保育の必要性に係る申告書は不要です

②園との面接を行い、入所の可否が判断されます

③入所が確定した場合以下の書類を提出します

・保育料口座振替依頼書（提出依頼の案内を対象者に通知させていただきます）

※お近くの銀行に提出してください。

・お住まいの市町村が発行する課税証明書（前々年度1月1日以前から高畠町民の場合は提出不要です）

4月～8月の入所：入所を希望される年度の前々年度1月1日に高畠町外にお住まいの場合、当年度と前年度の課税証明書が必要となります。

9月～3月の入所：入所を希望される年度の前年度1月1日に高畠町外にお住まいの場合、当年度の課税証明書が必要となります。

※該当市町村の窓口で受け取り高畠町福祉こども課に提出ください

④以上により入所承諾および保育料決定通知が送付されます

⑤入園



# 入園後、以下についてご留意ください

保育の必要性の要件が変更（退職・就労など）した月の15日、もしくはそれが見込まれる月の前月15日までに高畠町福祉こども課子育て支援係及び、ご利用の施設報告いただき、就労証明書もしくは申告書等を提出ください。

以上の手続きを行っていただいたのち、認定変更の要件に該当する場合は認定変更となります。

※町内の保育所をご利用されている場合、世帯異動報告書を施設にご提出ください。

※満3歳以上で就労状況等の変更により1号から2号認定に変更を希望する場合は就労状況等の確認が必要になりますのでご連絡ください。

## 手続きが必要な場合

### 1. 高畠町から他市町村に転出される場合

→退園される場合に限らず、継続して施設をご利用になる場合も必ずご連絡ください  
→新しい児童施設に入所される場合だけでなく継続の場合も、新たにお住まいになられる市町村に入所申込書を提出ください

※支給認定は原則お住まいの市町村により行われます

### 2. 就労状況が変更する場合

→就労証明書を再度提出いただきます

### 3. 失職された場合もしくは就職された場合

→失職された場合は求職中となり申告書とハローワーク証明書が必要となります、就職された場合は就労証明書を提出いただきます

### 4. 育児休業および産前産後休暇の予定がある場合

→就労証明書もしくは申告書を再度提出いただきます

### 5. 世帯状況が変更された場合（ご両親が離婚もしくは再婚された場合等）

### 6. その他、保育が必要となる事由が変更された場合